

国立大学の独法化問題と 農学の研究・教育

西 頭 徳 三

愛媛大学副学長

国立大学の独立行政法人化の論議は、国大協が「調査検討会議」に積極的に参画することになり、新たな局面を迎えた。ここでは、全国 99 の国立大学の学長へのアンケート調査結果（朝日新聞社『論座』2000 年 9 月号に掲載。90 大学が回答）を基軸に、若干私見を述べたい。

大多数の学長は、大学独法化がプラスか、マイナスかの評価を出し兼ねている（86 人中 62 人・72%）。その最大の理由として、大学の設置形態変更後の具体的な制度設計が明確に示されていない点を挙げる。独法化をプラスと評価する学長でも（11 人・13%）、「そうしなければならない」という意欲の表れである場合が多い。これらの回答の中に、独法化問題の核心部分が含まれているように思われる。ここでは、三点についてのみ指摘する。

第一の問題点は、国立大学の独立行政法人化が「行政改革」から始まったことである。行政のスリム化論議の延長線上では、当然のことながら財源をどう確保するか、教員の身分をどうするか、という「目の前」の問題に焦点が絞られてくる。つまり、議論そのものが「逆立ち」

しているように思われる。

事実、財政基盤の弱い単科教員養成大学や旧帝大、大都市の大学との格差拡大を懸念する地方国立大学では、これらは死活問題である。この心配を裏付けるように、ほとんどの学長が「運営交付金など財源措置」を求め、また、80%を超す学長が「みなし公務員」を含め、「公務員型」が望ましいと回答している。

第二の問題点は、わが国で最も重要な高等教育の将来構想について、大学サイドはもとより全国民を巻き込んで真剣に議論されなかったことである。すでに昭和 30 年後半に、国立大学の設置形態に関する議論が出されたにもかかわらず、抜本的改革は先送りにされてきた。「具体的な制度設計が明確に示されていない」云々以前の問題点として、まず大学が自ら主張する「自主性・自律性の確保への努力を怠った」のではないかと問われよう。先送り例として、近年までの「教養教育改革の遅れ・放棄」の問題が想起される。

さらに、農学の研究・教育面からひとこと付け加えたい。農学は、生物資源（循環型資源）の生命機能創生・高度利活用

の科学であり、「人間生活を基本に据えた」技術の再構築（インテグレート）を目ざしている。つまり、農学系学部は、本質的に「地域」や「環境」と深く関わりながら、その研究・教育機能を担ってきた。

ところが、21世紀にはその研究・教育基盤が失われる恐れがある。それを支える農林水産業が相対的縮小産業となり、高齢化・少子化で地域社会そのものが崩

壊しつつあるからである。今後、国立大学の独法化について具体的な制度設計を行なう時、「地域」「環境」の視点を決して軽んじてはならない。

要するに、国立大学の独法化問題は、行政改革的視点に偏せず、21世紀社会とそれを支える科学技術のあり方とは何か、という文明史的視点から論じられるべきであろう。

